

クーリング・オフ（お申込みの撤回または契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下、「法」といいます。）にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
3. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、サービス料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。サービス料金をお支払済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、現状回復に必要な措置を無償で講じます。

お客様情報について

お客様情報の利用目的

当社および大阪ガスは、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、当契約の申込受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩、火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器、警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 電気通信サービス及びその関連サービスの提供
- (7) デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品サービスの提供・紹介
- (8) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- (9) Daigasグループ会社の商品・サービスの紹介・提案
- (10) その他(1)から(9)に附随する業務の実施

なお、当社および大阪ガスは、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債券回収会社、情報処理会社、協力会社（サービス店、工事会社等）、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社および大阪ガスからこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社および大阪ガスは、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

お客さま情報の共同利用

当社及び大阪ガスは、当社が契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、現在ご契約中の小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。詳細は大阪ガスのプライバシーポリシーをご確認ください。